



本年度最終の理事会開く

定時総会提出案件などを決定

本年度最終の定例理事会を、三月一八日、午後三時三〇分から法人会館会議室で開催しました。

会長挨拶ののち、近く開会予定の通常総会提出の昭和四〇年度の運営方針ならびに収支予算等を中心とする次の議題について、事務局から趣旨の説明、報告等があり、協議を重ねました。

- 1 昭和三九年度補正予算の件
- 2 昭和四〇年度事業活動の基本方針(案)に対する検討について
- 3 同事業計画(案)に対する検討について
- 4 昭和四〇年度収支予算(案)の検討について
- 5 定時総会開催の日時場所の決定について
- 6 社団法人認可申請と創立總會の開催について
- 7 社団法人江戸川法人会初年度の

事業活動の基本方針について
8 同 初年度の事業計画について
9 社団法人江戸川法人会初年度の収支予算(案)について

10 法人会会員加入現況等その他
この結果、事務局の提案、報告を了承。盛会裡に散会しました。なお、閉会に先だち、野地署長より昭和三九年度分所得税の確定申告について、法人会ならびに会員の皆様の御協力を深く感謝するとともに、今後ともより一層の協力をお願いしたい旨の挨拶がありました。

また、議題の5と6の定時総会と創立總會の開催については、四月下旬に同時に開催することとし日程については、おつて確定することに決定されました。
(議題10については、別項に解説いたしましたので御参照下さい。)

「印紙税のしおり」

近く配布

国税庁では、国税をわかりやすくPRするために、税に関する事項をやさしく解説した「国税のしおり」を発行しています。このほどこの「しおり」のうち「印紙税の手引き」を作成しましたので、ちかく税務署を通じて納税者に配付いたします。

この「印紙税の手引き」では印紙税がかかる証書や帳簿が一目で分るよう、またどんな種類のものには、いくらの収入印紙を貼付すればよいかなども一目で分るよう説明されています。
希望者は早目に税務署総務課にお申し込み下さい(郵送の場合は郵券を添付のこと。)

報奨金即時払の新制度

固定資産税・都市計画税について

昭和四〇年度から固定資産税、都市計画税を納期前に納税された場合には、報奨金は納税と同時に支払われるように改正されました。
(1) 都税の収納事務を取扱う最寄りの銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関又は税務事務所

納期前に納税されますと、その場で報奨金額を計算の上、報奨金の即時払をします。
(2) 郵便局の窓口ではこの取扱いをしません。
(3) 第一期から第四期分までの税額を四月十六日から四月三〇日

までの間に一度に納税された場合の報奨金の額は、納税通知書の下欄に印写してありますから納税者はこの期間内に納税された場合に受取る報奨金の額を具体的に知る事ができます。
またこの期間以外に、納期前納税された時にももちろん、所定の報奨金をその場で支払いますが、その金額の計算方法は納税通知書の裏面に記載してあります。



嵯峨野の竹

嵯峨野の竹

広い野原にげんげと菜の花が咲き乱れ、遠く比叡愛宕の山々が暮靄に霞んで、三条口の街道を牛車が続つて行く。(中略)……
夢窓国師を開山に戴き、近く峨山和尚に依つて再建せられた天竜寺の少し先から、左へ曲ると、鬱蒼たる竹藪の中を一条の小径がう

谷崎潤一郎

「朱雀日記」より

有利な制度や取扱を周知

不況下の税務行政で通達

国税庁では「最近の経済情勢下において税務執行上特に留意すべき事項」をとりまとめ、このほど各国税局に通達しました。これは、最近の経済情勢が不況の傾向をたどり、売掛金などの回収がおくれ、手形の期限が長期化して企業の倒産や不渡り手形が増加するなどの事態が発生し、事業経営が全般的に困難の度を増してきているので、税務の執行にあたって特に留意すべき事項を通達したもので、課税や納税の面で行きとどいた配意を加えるように指示しています。この通達に示された留意事項の要点は次のとおりです。

一、法令、通達上の各種取扱いの周知

「形式基準による貸倒れの特例(債権償却特別勘定)」「純損失(欠損)の繰もどしによる還付」「納税の猶予」など最近の経済事情下の納税者にとって特に活用可能な性の高い法令、通達上の各種の制度、取扱いおよびその手続きについて「税の相談日」のほか、申告および納付指導の場合等あらゆる機会をとらえて、必要な場合には説明会を開催する等の方法により、納税者への周知を図り、かつその適用にあたって遺漏のないよう留意すること。

なお、納税者との応接にあたっては、納税者の主張に十分耳を傾

け、問題を積極的に解決するよう努めること。

二、税務調査および滞納整理等の実施上の留意

所得税、法人税等の調査および滞納整理等の実施にあたっては、きびしい事情の下にある納税者の心理をよく理解し、税務当局に対して無用の不信任感を与えないように細かい心づかいをもって接し、一律の取扱いを避けて、実情に則した適切な措置をとること。

(参考) 納税者にとって利用度の高い法令や通達の取扱いのうち、二、三の制度について、そのあらましを紹介いたします。なお、詳細やこれ以外の取扱については、税務

署または当会事務局までお問合せ下さい。

1 貸倒れの損金算入の一般基準と形式基準による貸倒れの特例(債権償却特別勘定)

売掛債権、貸付金等が現実には回収不能と認められるに至つた場合には、貸倒れとして損金に計上することができ、次のような貸金等については、形式基準により貸倒れとして処理することが認められる。

すなわち、貸金等について、その債務者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき、会社更正法の規定による更正手続の開始の決定があつたとき等一定の場合には、その貸金等の五〇%相当額以内の金額を債権償却特別勘定として確定した決算に計上した場合に、その計上額の損金算入が認められる。なお、債務者の資産、負債等の状況からみて貸倒れと見込まれる金額が、その貸金等の五〇%を

超えるものと認められるときは、あらかじめ国税局長の承認を得て、その承認を受けた割合によって債権償却特別勘定への繰り入れをすることができ、

2 貸倒引当金勘定への繰入額の必要経費算入

青色申告をしている個人または

法人が、貸倒れによる損失の見込額として、期末の売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権のうち一定額(個人の場合は、年末における貸金額の一、〇〇〇分の五、ただし金融業については一、〇〇〇分の三三、法人の場合は、業種により期末貸金額の一、〇〇〇分の一二から一、〇〇〇分の二五)について貸倒引当金に繰り入れた場合には、申告により繰入額の損金算入が認められる。

3 欠損(純損失)の繰越控除および繰もどしによる還付

青色申告をしている個人または法人は、純損失または欠損の金額を個人については三年間、法人については五年間の繰越控除が認められる。

また、引き続き青色申告をしているときには、この純損失(欠損)の繰もどしによる既納税額の還付が次により受けられる。

個人については、前年分の所得に対する所得税額と前年の所得からその純損失の金額を控除して計算した場合の所得税額との差額の還付を受けることができる。

法人については、欠損を生じた事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法

人税額のうちその欠損金額に対応する税額の還付を受けることができる。

4 延納および納税の猶予

青色申告をしていると否にかかわらず、所得税法および法人税法の規定による延納のほか、国税通則法の規定による納税の猶予の制度がある。

(1) 所得税法および法人税法の規定による延納は、期限内申告と一定金額以上の期限内納付をおこなって延納の申請書(届出書)を提出すれば延納が認められる。

(2) 国税通則法の規定による納税の猶予は、たとえば取引先の債務者が事業不振のため休業または倒産し、その債務者に対する売掛債権の回収が困難となつた等のために未納の国税を一時に納付することができないときは、納税の猶予を申請することによって税務署長の承認により納税の猶予が認められる。

なおこの猶予期間に対応する延滞税については、納税者の事情によつて免除される場合もある。

(延納制度については、第四面にも解説してあります。)

全法人の六〇%加入実現を

会員増加についてお願い

当会が念願としている社団法人の認可申請を行なうためには「管内全法人の五〇%以上が会員であること」という条件を満たさなければなりません。

ところが、最近の江戸川区内における新設法人等の増加は顕著で現状のままでは、認可申請の際にこの条件が満たされない場合が生じることも予想されます。そこで当会では三月一八日の定例理事会で協議の結果、全法人の六〇%加入を目標に、強力に会員増加運動を推進することになりました。

別表は各支部別の会員加入現況と、今後獲得して戴く目標会員数を掲げたものです。

全法人の六〇%加入を目標としていますので、各支部でも六〇%加入を実現させて戴きたいと考え、各支部毎の目標数を掲げました。(したがって加入割合六〇%以上の支部は目標数0としてありますが、現状に満足されずに積極的に新会員獲得に努められるようお願いいたします。)

会員の皆様の御協力をお願いいたします。

法人会会員加入現況

支部名	法人数	会員数	加入割合	目標
1	209	97	46.4%	29
2	167	106	63.4	0
3	226	134	59.2	2
4	180	96	53.3	12
5	138	83	60.1	0
6	133	81	60.9	0
7	221	90	40.7	43
8	264	130	49.2	29
9	201	127	63.1	0
10	178	111	62.9	0
11	172	86	50.0	18
12	122	92	75.3	0
13	271	112	41.5	51
14	287	128	44.4	53
15	266	119	44.7	41
16	(17支部に含む)			
17	330	180	54.5	18
18	190	58	30.5	56
19	118	70	59.3	1
20	289	159	55.0	15
21	168	59	35.1	42
22	111	53	47.7	14
計	4,241	2,171	51.1	424

(40. 3. 18. 現在)

法令用語の知識

「者」と「物」と「もの」

自然人、法人を通じ、法律上の人格を有するものの単数または複数をあらわす場合に「者」を使います。したがって、人格のない社団、財団等は通常含まれません。

「物」は、人格のある者を除いた有体物(いわゆる事物という意味)を指す場合に使われます。

「者」に対して、人格のない社



景品券と印紙税

【問】商品販売拡張のため、商品とともに「景品券」を付けますがこの景品券は当りくじのときには一枚で〇〇円相当の物品と引換えるようにしていますが、この景品券は課税されますか。

【答】数枚取りまとめて物品と引換えられるものは、印紙税法上の証書には該当しませんが、一枚だけで引替えられるものは、印紙税法第四条第一項第六号の物品切手に該当します。なお景品券に記載

団、財団等を表現する場合またはそういう人格のない社団、財団等と人格を有する自然人、法人の双方を含んで表現する場合には「もの」が使われます。また、ある者またはある物のうちの特定のある者、またはある者を限定して指す場合にも「もの」が使われます。

「時」と「とき」と「場合」

「時」というのは文字どおり時刻の観念をあらわす語です。

「とき」と「場合」は、ともに

金高がないときは六円の印紙税が課せられます。しかし景品券に例えば「二〇円の物品と引き替える」旨を明記されると記載金高五〇円未満となり、五〇円未満の物品切手は非課税ですからこの場合は印紙税は課せられません。

買物クーポン券等の取扱

【問】物品の販売業者ですが、消費者の便を図るために「買物クーポン」というものを発行しています。印紙税はいくらですか。

【答】販売業者またはその代理業者が、買受人に対してあらかじめ一定限度の金額または数量までの商品の掛売を約束し、その契約の証として買受人に交付する買物クーポンつづり、引換券または会員証(単なる身分証明書は除く)等

仮定的条件を示すことばで、一般には別に意味に区別をつけずに主としてその時々々の語感によつて使用されます。ただし、仮定的条件が二つ重なるさいには、大きい条件を「場合」であらわし、小さい条件を「とき」であらわします。たとえ「更正または決定をした場合」において、脱漏があることを発見したときは「と使用します。

新収入印紙発行

四月一日から、四〇円、八〇円、一二〇円の収入印紙が新しく発行されます。大きさは従来の一〇円券と同じもの。優雅なデザインと色彩感覚豊かな収入印紙です。

受取れるものは、買受人の代金後払いで品物もらう権利を認めた証書に該当しますから第三一号証書として課税されます。したがって、最初に買受人に買物クーポンつづりを交付する時に印紙税はつて下さい。印紙税は

- (1)記載金高三千円未満のもの…非課税
 - (2)記載金高三千円以上のもの…一〇円
 - (3)金高が記載してないもの…一〇円
- (カットの写真は弘前城本丸櫓)

税金相談室

固定資産の取得価額三題

借入金利子の

取得価額への算入の可否

【問】 当社では今回固定資産を取得するために資金の借入れをしましたが、その利子を取得価額に入れる必要がありますか。

(葛西U社)

【答】 固定資産の購入または建設、製作、製造等のために借入れた資金の利子で、その固定資産の使用開始前の期間に係るものについては、原則的には取得価額に算入すべきではありませんが、税務においては取得価額に算入しないことを認めております。

立退料の取扱

【問】 今般建物を取得するに当つて、前の居住者に立退料を支払いましたが、損金として経理をすることができませんか(春江A製作所)

【答】 土地、建物等を取得するに際して、その土地、建物等の従前の使用者等に支払う立退料その他立退のために要した金額は、その土地、建物等の取得価額に含めなければなりません。

建物付土地の購入と

取りこわし費用の取扱

【問】 建物付の土地を購入し、その建物を取りこわしてビルを建築したいと思いますが、この場合の建物の取りこわし費は新しいビルの取得価額に入れて償却をすることができませんか(桑川I社)

【答】 御質問のように土地を建物等とともに取得し、その建物等を取りこわした場合のその取りこわし費用と建物の帳簿価額については、まず、土地の取得が目的である場合にはその土地の取得価額に算入し土地の取得が目的でない場合には損金に算入することができません。

なお、土地の取得が目的であるかどうかの判定は、その取得後おおむね一年以内にその建物等を取りこわしに着手する等、その建物等の取得が本来の用途に供するためになく当初からその建物等を取りこわして土地を利用する目的であることが明らかであるかどうかによつて判定されます。

(回答は三問とも編集部)

税金を納めにくいときは

延納制度を御存知ですか

現在は申告納税制度ですから、期限内に申告をして、その税金を納める建前になっています。しかし、たくさんの納税者のなかには、いろいろの事情で定められた期限内に税金を完納できない方もあります。

このような方々のために延納や納税の猶予など、実情に即して納税できる方法が定められています。詳しいことは税務署にお聞き願うことにして、今回は「延納」について説明することにしました。

法人税の中間申告(予定申告)

や確定申告をした会社が、申告した税額を一度に納められない場合は、次の要件をそなえたと、半額以内の税金を、三か月間延納することがあります。

(1) 法人税の申告書を期限内に提出するとともに「法人税延納届出書」を提出すること。

(2) 中間申告(予定申告)か確定申告によつて納付しなければならぬ法人税の半額以上を納期限(申告期限)までに納めること。

この延納の期間中は、延納の税額に、日歩二銭の利子税がかかりますが、この利子税は、法人所得の計算上損金になります。

なお、延納の税額を延納の期間中に、一度に納めるか、分割して納めるかは、税金を納める方が自由に選べます。

また、法人税の延納は、前記の要件をそなえておれば、税務署へ届出をするだけで認められます。



◎江戸川税務署では、確定申告の納税相談時に待合室の納税者や一緒に来署した子供たちに、チュウインガムを配り、時間待ちの間の退屈をしのいでもらつたが、この試み、仲々の好評。写真は玄関前で某青年事務官がお嬢ちゃんに差しあげているところ。美しい母親の笑顔と嬉しそうなお嬢ちゃん。うらかな春である。

あとがき

したがつて、税務署から延納許可の通知はありません。しかし、延納を届出ても延納の要件が欠けていると滞納になつて、税務署から納税の督促を受けることになりまますから、注意してください。

(注) 解説は国税庁刊行の「国税のしおり」延納と納税猶予の手引き」の抜粋です。

お詫

第六号掲載の写真説明が洩れていましたので、補足いたします。

◎第三面カットの写真は新中川放水路の今井大水分

◎第四面写真は諏訪城天守台跡

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番